# 2 福祉こども総室【西北地方福祉事務所】

#### 2-1 生活保護

#### (1) 管内の現況

#### (1)-1 被保護世帯数、被保護人員、保護率

令和2年度の管内の月平均被保護世帯数は795世帯、被保護人員は981人、保護率(人口千人に対する被保護人員の割合)は25.45パーミルとなっている。

被保護世帯数・被保護人員・保護率とも、平成24年度をピークに減少又は横ばい傾向にあったが、令和2年度は令和元年度に比べて被保護世帯数及び被保護人員は減少し、保護率は増加している。

#### (1)-2 扶助別人員

令和2年度の扶助人員をみると、生活扶助は869人で、被保護人員の88.6%が受給している。生活扶助以外では医療扶助905人(92.3%)、住宅扶助440人(44.9%)、介護扶助323人(32.9%)、教育扶助13人(1.3%)となっている。

#### (1)-3 被保護世帯の構成

世帯類型別にみると、高齢者世帯の割合が高く、令和2年度では全体の69.3%を占めており、このうち高齢者単身世帯が全体の62.0%となっている。母子世帯及び傷病・障害者世帯は、それぞれ1.3%、17.0%となっている。また、労働力類型別でみて働いている者のいない世帯は87.8%となっている。

#### (1)-4 保護の申請、開始及び廃止の状況

保護申請件数は平成 21 年度の 135 件をピークに減少傾向となり、平成 27 年度以降 は 100 件を下回っていたが、令和元年度は平成 30 年度に引き続き 105 件と 100 件を上回ったが、令和 2 年度は 99 件であった。

保護廃止は73件で、死亡廃止が38件(52.1%)と一番多く、全て高齢者世帯の死亡廃止であった。就職や働き手の転入など就労による経済的自立の廃止は2件(2.7%)であった。

#### (1)-5 保護費の状況

令和2年度における保護費の総額は1,219,187千円となっており、支出総額の52.6% (641,581 千円) を医療扶助が占め、次いで生活扶助34.1%(416,056 千円)となっている。

#### (1)-6 救護施設入所者の状況

令和3年4月1日現在の保護施設入所者数は12人で、施設別では白鳥ホーム6人、 誠幸園3人、まことホーム3人となっている。

# (2) 令和2年度町別保護状況(月平均)

	区分	世帯数	人 員	保護率	保護	開 如件数	台 数 人 員	却下数	取下数	廃 」件数	上 数 人 員
町名		(世帯)	(人)	(‰)		(件)	(人)	(件)	(件)	(件)	(人)
西	鯵ヶ沢町	231	281	31.64	33	25	33	7	1	21	23
郡	深浦町	93	115	15.62	19	15	17	4		8	8
北	鶴田町	225	277	22.46	34	30	40	3	1	24	31
郡	中泊町	245	308	30.86	13	11	11	1	1	20	22
西	1 北計	795	981	25.45	99	81	101	15	3	73	84

注1 「世帯数」~「保護率」までは年度月平均。

各欄の数値は、年度累計の数値を 12 分したものであり、端数処理の関係上縦計が一致しない場合がある。

2 「保護申請」~「廃止数」までは年度合計。

# (3) 生活保護状況の推移

# (3)-1 被保護世帯数の年度別推移

(単位:世帯)

区分	F度 <b>/</b>	H28	H29	H30	R1	R2
県		23,931	24,065	23,975	23,912	23,741
西北		773	782	782	802	795

# (3)-2 被保護人数の年度別推移

(単位:人)

区分	年度	H28	H29	H30	R1	R2
ļ	1	30,057	29,934	29,593	29,290	28,865
西	北	1,007	994	981	994	981

### (3)-3 保護率の推移

(単位:‰)

区分	年度	H28	H29	H30	R1	R2
全	国	16.9	16.8	16.6	16.4	16.3
ļ	具	23.20	23.38	23.40	23.45	23.42
西	北	23.70	23.91	24.16	25.08	25.45

注 全国令和2年度は生活保護速報値月平均による。

# (3)-4 医療扶助人員の推移

(単位:人)

年度区分	H28	H29	H30	R1	R2
入 院 外	848	838	836	875	871
入 院	36	37	55	42	34
精神病入院 (再 掲)	18	13	16	13	14

# (3)-5 保護申請、開始、却下、取下、廃止件数の推移

(単位:件)

区分	年度	H28	H29	H30	R1	R2
申	請	92	98	115	105	99
開	始	73	79	86	78	81
却	下	14	18	26	23	15
取	下	5	1	3	4	3
廃	止	89	79	68	81	73

### (4) 被保護世帯の構成

# (4)-1 高齢者世帯の構成比の推移

(単位:%)

区分	4	年度	H28	H29	H30	R1	R2
	全 国	,	51.4	53.0	54.1	55.1	55.5
-	土. 当		46.4	48.2	49.4	50.4	51.0
	県		57.1	58.7	60.3	61.8	63.2
青	<b></b>		52.2	53.7	55.3	56.6	58.1
1,3	市	部	56.0	57.7	59.3	60.8	62.3
森	1 1 E	ا1	51.3	52.9	54.5	55.9	57.5
林	郡	部	62.2	63.6	65.2	66.4	67.6
	TIP F	1))	56.1	57.5	58.9	60.0	61.0
県	西	北	63.2	66.5	67.6	68.5	69.3
		1L	54.5	60.2	61.2	62.1	62.0

注1 数字下段は、高齢単身者世帯

### (4)-2 母子世帯の構成比の推移

(単位:%)

区分	年度	H27	H28	H29	R1	R2
-	全 国	6.1	5.7	5.3	5.0	4.6
青	県	3.2	3.0	2.8	2.5	2.3
森	市部	3.4	3.2	2.9	2.7	2.4
	郡部	2.5	2.3	2.0	1.7	1,6
県	西北	3.0	2.4	1.8	1.2	1.3

全国令和2年度は生活保護速報値月平均による。

<sup>2</sup> 全国令和2年度は生活保護速報値月平均による。

# (4)-3 傷病・障害者世帯の構成比の推移

(単位:%)

	年度	H27	H28	H29	R1	R2
	全国	25.8	25.7	25.3	25.0	24.8
青	県	25.6	24.6	23.7	22.8	21.8
森	市 部	26.4	25.4	24.5	23.5	22.5
	郡部	22.1	21.1	20.0	19.4	18.3
県	西北	22.7	20.3	18.4	17.5	17.0

全国令和2年度は生活保護速報値月平均による。

## (4)-4 労働力類型別で働いている者のいない世帯の構成比の推移

(単位:%)

						(半世・/0)
	年度	H28	H29	H30	R1	R2
	全 国	84.0	84.2	84.4	84.6	85.4
青	県	89.3	90.5	90.7	90.8	91.2
森	市部	90.2	90.7	90.9	91.0	91.4
	郡部	89.3	89.7	89.9	90.1	90.4
県	西北	88.1	87.5	87.3	87.8	87.8

全国令和2年度は生活保護速報値月平均による。

# (4)-5 保護率の推移

(単位:‰)

町村名	<u></u>	\	年度	H28	H29	H30	R1	R2
西郡	鰺	ケ沢	町	27.99	27.98	28.22	30.09	31.64
郡	深	浦	町	17.81	17.14	16.15	15.47	15.62
北	鶴	田	町	19.82	20.17	20.92	21.74	22.46
郡	中	泊	町	28.90	29.73	30.41	31.76	30.86
西	北		計	23.70	23.91	24.16	25.08	25.45
県			計	23.20	23.38	23.40	23.45	23.42
全			国	16.9	16.8	16.6	16.4	16.3

全国令和2年度は生活保護速報値月平均による。

# (4)-6 令和2年度生活保護費支給状況

(単位:千円)

町名		区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助	出産扶助	生業扶助	就労自立給 付金	葬祭扶助	施 設 事務費	合 計
鰺	ケ沢	、町	122,425	27,033	143	1,517			185		1,048	4,322	156,673
深	浦	町	51,379	5,365		650			450		400	8,131	66,375
鶴	田	町	107,223	27,113	1,240	2,563			380		699	6,138	145,356
中	泊	町	135,029	19,258	68	3,195	63		64		601	6,263	164,541
_		<b>∄</b> I.	416,056	78,769	1,451	7,925	63		1,079		2,748	24,854	532,945
合		計				(633,656)	(52,586)						(686,242)

- 注1 医療扶助()内は、社会保険診療報酬支払基金支払分の診療報酬額(別掲)。
  - 2 介護扶助()内は、国民健康保険団体連合会支払分の介護報酬額(別掲)。

# (4)-7 救護施設入所者状況

(令和3年4月1日現在)(単位:人)

町名	施設名	白鳥ホーム	誠幸園	まことホーム	合 計
西	鯵ヶ沢町			2	2
郡	深浦町	4			4
北	鶴田町	1	2		3
郡	中 泊 町	1	1	1	3
	合 計	6	3	3	12

# 2-2 母子・寡婦及び父子福祉

#### (1) 母子及び父子並びに寡婦世帯の概況及び相談指導の活動状況

#### (1)-1 概況

母子及び父子並びに寡婦世帯に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための母子(父子・寡婦)福祉資金の貸付と生活の安定と向上を図るため生活一般等の相談・指導を行っている。

#### (1)-2 相談指導の活動状況

当総室においては母子・父子自立支援員が1名配置され、婦人相談員や担当職員と連携して相談業務を行っているところである。令和2年度の相談指導件数は1,164件となっており、内訳は、母子(父子、寡婦)福祉資金に関するものが1,121件と、全体の96.3%を占めている。また、就労支援業務を行い母子・父子自立支援プログラム策定に至ったケースは0件、母子家庭等自立支援給付費補助事業の給付金は1件であった

・令和2年度母子(父子・寡婦)福祉関係相談業務の実施状況

	相談	2	生	活	_	般	Ļ		児	童		経済的	り 支	援	生	活力	爰 護	
	種	住	医	家	就	養	そ	養	教	就	そ	母	父	寡	児	生	そ	
	別											子	子	婦	童	\		合
				庭		育	Ø				Ø	福	福	福	扶	活	Ø	
区				紛		Ħ	0)				0)	祉	祉	祉	養	保	0)	
				/123								資	資	資	手	PIC		計
分		宅	療	争	労	費	他	育	育	職	他	金	金	金	当	護	他	
相談件	数		1		17	1	1				1	1,080	20	21	1	3	18	1,164
相談回	】数		1		19	1	1				1	1,127	21	23	1	3	18	1,216

#### (2) 母子父子寡婦福祉資金の状況

#### (2)-1 貸付

令和2年度の母子福祉資金の貸付決定総額は、前年度より26.5%減の35,563,450円 (新規15,907,450円・41件、継続19,656,000円・38件)となっている。そのうち修学資金は27,867,000円(54件)、就学支度資金5,639,100円(16件)で、多くが子どもの修学に関するものである。

また、父子福祉資金の貸付は1,987,000円(新規1,507,000円・6件、継続480,000円・ 1件)、寡婦福祉資金の貸付は3,250,000円(新規1,462,000円・3件、継続1,788,000円・ 2件)となっている。

#### (2)-2 償還

母子福祉資金の償還率は、現年度分は前年度より0.74ポイント減の88.93%、過年度分は前年度より3.61ポイント増の15.96%で、全体では前年度より0.60ポイント増の57.32%となっている。

寡婦福祉資金の償還率は、現年度分は前年度より6.03ポイント増の73.87%、過年度分は前年度より23.54ポイント減の43.13%で、全体では前年度より3.06ポイント減の64.62%となっている。

父子福祉資金の償還率は、現年度分は前年度より2.74ポイント増の89.28%、過年度分は前年度より19.64ポイント減の0%で、全体では前年度より2.94ポイント減の71.58%となっている。

• 母子父子寡婦福祉資金貸付決定件数

区	分	事			修			技			修			就			医			生			住			転			就			合	
		業						能						職			療												学				
		開						習						支			介												支				
		始	,		学			得			業			度			護			活			宅			宅	,		度			計	
	長			母														寡														父	
年 度	\	子子	婦	子	子	婦	子	子	婦	斗	子	婦	子	子	婦	子	子	婦	子	子	婦	子	子	婦	子	子	婦	子	子	婦	子	子	婦
平成26年	度			24	1		1			3				1														26			54	2	
平成27年	度			18						2			1									1						24		1	46		1
平成28年	度			54	2	1	2			2		1							5			1						28	2	1	92	4	3
平成29年	度			54	1	2	2			2	2	1	3	1					5									36	1	1	102	5	4
平成30年	度			60		2				2		1	1						6									25	1		94	1	3
令和元年	度			63	1	2				2	1	1	1					·	3		1		1					15	1	1	84	4	5
令和2年	变			54	2	2				4	1	1	3	1	1			·	2									16	3	1	79	7	5

# 2-3 女性相談及び配偶者暴力相談関係

当部には婦人相談員1名が配置されており、売春防止法に基づく要保護女子の保護更生を目的とした助言・指導を行っている。このほかにも、離婚、家族関係の崩壊、借金による経済的な破綻、異性間のトラブルなど複雑多岐にわたる相談に応じている。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づき、「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすことになり、被害者の相談、保護命令の申立や自立のための情報提供と援助を行っている。

# (1) 経路別相談受付状況

令和2年度の相談受付件数は48件(実人員)となっており、経路別では本人からの相談が、全体の約65%であった。

(単位:件)

	経路	本	数言	法	他の	他の	福	他の	社会	医	教	労	縁故	そ	
		人	察	務	婦人	婦人	祉 事	相	会福祉	療	育	働	者	の	計
		自	関	関	相談	八相談員	務	談 機	施	機	関	関	• 知		P I
区分		身	係	係	談所	員	所	関	設等	関	係	係	人	他	
来所	・巡回等	14					6	1					4		25
電	話	17					4		1				1		23
	計	31					10	1	1				5		48

#### (2) 相談処理状況

令和2年度の相談処理状況(実人員)は、助言・指導が48件であった。

(単位:件)

処理				処理	済みま	<b></b> [人員	(年度	中)				
性内容 区分	婦人保護施設に入所	就職・自営	結婚	家庭へ移送	福祉事務所へ移送	へ移送 婦人相談員	婦人相談員へ移送他府県の婦人相談所・	施設へ移送その他の関係機関・	助言・指導	その他	<del>ilic</del>	指導延件数
計									48		48	120

# (3) 相談種別受付状況

令和2年度の相談種別(実件数)では、夫等の暴力22件、離婚問題3件、その他 (夫等)9件となっており、夫等の関係による相談が約71%を占めていた。

(単位:件)

種別										人間	<b></b>	係							<u> </u>	
\		夫	:等		-	子ど	ŧ		親族	ŧ		交	際相	手		その	男女	スト	家庭不	その
区分	夫等の暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	その他の親族からの暴力	その他	交際相手からの暴力	生活の本拠を共にする交際相手からの暴力	生活の本拠を共にする元交際相手からの暴力	同性の交際相手からの暴力	その他	他の者からの暴力	女問題	力 - 被害	<b>汽</b> 和	他
来所 巡回等	11		2	5				4	1										1	
電話	11		1	4				2	1		1								1	
計	22		3	9				6	2		1								2	

種別	糸	圣済	関係		2	医療	関係		住民	帰	不然	売	ヒモ	5 条	
区分	生活困窮	借金・サラ金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他	居問題	住先なし	純異性交遊	売春強要	・暴力団関係	来関係	合計
来所 巡回等				1											25
電話				2											23
計				3											48

# (4) 配偶者暴力相談の状況

令和2年度の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は延べ85件あった。

① 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

(単位:件)

	合			合 計	-	加害者	との関	係	
	計	女性	男性			配偶者	<u>≮</u> ∃	離	そ
	(A)	女压	カエ	(B)	届出有	届出無	届出不明	婚	$\mathcal{O}$
					畑山作	用山無	用山小奶	済	他
来 所	33	33		33	31			2	
電 話	50	50		50	44	1	1	3	1
その他	2	2		2	1				1
計	85	85		85	76	1	1	5	2

- ② 第14条第2項に基づき裁判所から書面提出を求められた件数 1件
- ③ 第14条第2項に基づき裁判所から更なる説明を求められた件数 0件
- ④ 第6条による通報を受けた件数 0件

# 2-4 地域共生社会関係

#### (1) 経過及び現況

2025年の超高齢化時代の到来を間近に控え、県民が地域で安心して老後を迎えることができる「青森県型地域共生社会」の実現が課題となっており、それぞれの市町村において取組の充実を図る必要がある。

このため、地域共生社会専任職員を中心として、管内市町の現状・課題の把握や意識 啓発を行うほか、ニーズとサービスのマッチング支援等を実施し、具体的な取組の支援 やその成果の全体共有により、取組体制を強化していくものである。

#### (2)令和2年度の主な取組

# (2)-1 青森県基本計画重点枠事業「社会福祉法人による『青森県型地域共生社会』西北 モデル推進事業 (R2~3) | (新規) の実施

多様な担い手の確保・育成対策の一環として、モデル地域(五所川原市、鶴田町)において、社会福祉法人の地域連携体制を構築し、「社会福祉法人・社会福祉協議会・地域の三者協働による地域貢献活動(西北モデル)」を推進するとともに、実証結果の横展開を図ることにより、地域が連携して支え合う「互助」の活動を促進する。

#### ① 社会福祉法人地域ネットワーク構築事業

- ・ 社会福祉法人・行政・地域団体等で組織する法人等連絡協議会を設立し、地域連携プラットフォーム(基盤)を構築。
- ・ 住民アンケート調査、住民座談会、関係団体との協議等を行い、地域課題や ニーズ等を把握。
- ・ 先進事例を学ぶ研修会の開催、専門アドバイザーの派遣等を行い、社会福祉 法人等による地域貢献活動を支援。

#### ② 社会福祉法人による地域貢献活動モデル実証事業

- ・ 協議会で選定された社会福祉法人が、地域ニーズ等を踏まえた地域貢献活動 を三者協働体制により実施。
- ・ 約1年間をかけて、活動の課題や効果的な運営方策等の検証を行い、実証結 果報告書を作成。
- ・ 地域の強みや特徴を活かした地域貢献活動モデル(西北モデル)を構築。

#### ア) 五所川原こども宅食おすそわけ便(R2.12月~)

社会的に孤立しがちなひとり親等の子育て世帯に様々な方法で定期的に 食品等を届けるとともに、食品等の配布を入口として、つながりにくい子育 て家庭とつながり、必要な支援や情報等を届けるための活動。

第1回目の12月は310世帯、第2回目の2月は295世帯が利用。

配布物品の提供や運営ボランティアに、地域団体や民間企業、個人等、地域を幅広く巻き込んだ協働体制が構築された。

#### イ) 鶴田町暮らしのよりどころ相談所 (R3.3 月~)

町内7社会福祉法人に相談窓口を設置し、除雪や買い物等の生活支援のほか、各社会福祉法人の専門性を活かした介護や子育ての相談等、暮らしにまつわる相談全般を広く受け付け、地域と連携して問題解決や支援を行う活動。窓口の社会福祉法人が単独で対応困難な相談は、社会福祉協議会が調整役となり、地域団体等との三者協働により対応。

相談を待つだけではなく、民生委員との連携により支援を要する世帯等へ家庭訪問し、積極的に支援や情報等を届けるアウトリーチ活動を実施。

#### (2)-2 管内市町等の実態把握・支援

#### ① 各種活動視察、関係機関・団体との意見交換等

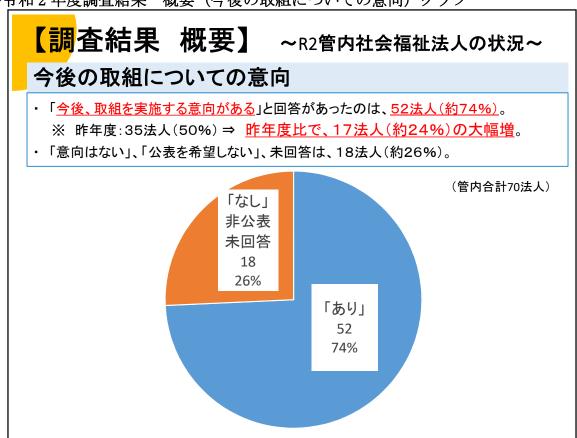
地域共生社会に係る各種活動等視察や、管内市町・関係団体等との意見交換を実施。 農福連携に関して、地域農林水産部及び地域連携部と連携を図りながら、県民局チームとして対応。障害者就労支援事業所共同受注窓口の取組等について、市町村や農業団体等へ周知し、受注拡大に向けた支援を行った。

#### ② 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」に関する調査(H30~)

西北管内の全社会福祉法人(70 法人)を対象として、地域貢献活動に関する実態調査 を平成30年度より毎年実施。

令和2年度の調査結果としては、「現在、取組中」が50法人(約71%)と前年度比で約5%増加し、「今後、取組を行う意向がある」が52法人(約74%)と約24%増加した。

# ◇令和2年度調査結果 概要(今後の取組についての意向)グラフ



#### ◇「社会福祉法人による『青森県型地域共生社会』西北モデル推進事業」

#### -W• 西北地域県民局 地域健康福祉部 R2 地域別計画 社会福祉法人による「青森県型地域共生社会」西北モデル推進事業(新規) R2~3年度 事業内容 現状と課題 1 現 状 ~ モデル地域:五所川原市、鶴田町 社会福祉法人の地域連携体制が (1) 地域社会の状況 多様な担い手確保対策の一環として、<mark>社会福祉</mark> 整備されるとともに、実証結果の **携体制を構築**し、社会福祉法人による地域貢献活動を支援 横展開により、社会福祉法人の地 ☆高齢化率(65歳以上人口割合) 地域貢献活動実施の課題や効果的な運営方法等について検証 <u>城貢献活動が促進</u>される 実証結果の横展開により、社会福祉法人の主体的取組を促進 ☆推計人口(管内合計) 半分以下! 2015年:131,631人 社会福祉法人 地域ネットワーク構築事業 →2045年: 65, 234人 (<u>50. 4%</u> 減少) ↓ 多様な担い手の確保 各種サービスの多様な担い手が必要 (1) 社会福祉法人連絡協議会の設置・運営 (2) 社会福祉法人の状況 (2)住民ニーズ調査、関係団体等との協議 ・H28改正社会福祉法で<u>社会福祉法</u>人の (3) 先進的な取組事例を学ぶ研修会の開催 具体的な事業成果(見込み) 「地域における公益的な取組」が責務化 2 社会福祉法人による地域貢献活動モデル 実証事業 ◇<u>管内2か所</u>で、地域貢献活動の効果 的な**運営モデルが構築**される◇<mark>実証結果の横展開</mark>により、管内他 (3) 県民局の取組 (H30~) ・役場・社協へのヒアリング調査の実施 (1) 社会福祉法人による地域貢献活動モデルの実証 及び**共生社会に関する検討会議**の開催 地域に運営モデルが波及される ① 協議会で選定された法人が、地域ニーズ等を踏まえた 地域貢献活動を三者協働体制により実施 ◇地域住民が、地域貢献活動につい 法人・民生委員等を対象とした研修会 ② 専門アドバイザーの派遣による活動支援 て理解を深め、参画が促される ③ 実証結果に係る報告書の作成(中間・最終報告) 2 地域特徴 社会福祉法人による地域貢献活動モデル 普及促進事業 ①社会福祉協議会による先進的取組 「青森県型地域共生社 深浦町:高齢者サロン (町内全地区) ※ R3年度のみ · 中泊町: 高齢者雇用促進事業(県内初採択 会」西北モデルの推進 (1) 各市町との意見交換会の開催(モデル地域以外の4市町) (2) モデル活動実証結果報告会の開催(中間・最終報告) ②<u>社会福祉法人による地域貢献活動</u> ・若菜会:法人建物の<u>地域への無償提供</u> 今後の方向性 ・峰寿会:地域交流サロン(無料送迎付) ◇取組1の連絡協議会の運営等は、 他地域に先駆け、地域の強みや特徴を活かした 各市町社協の取り組みに移行 3 地域課題 「青森県型地域共生社会」西北モデルを構築! ◇取組2及び3は、社会福祉法人に ①各種サービスの<mark>担い手不足が顕著</mark> よる自主的な活動として継続 ②管内法人の約半数が、地域貢献活動 ◇社会福祉法人のみならず、<mark>地域全</mark> <u>への意欲を有しているものの、マン</u>パワーと運営ノウハウが不足

法人・社協・地域の3

による地域貢献活動

体で「互助」の活動が促進される

